
■ 法人名 :
■ 部 署 :
■ 役 職 :
■ 名 前 : 鯨坂 雄二郎

■ コメント :
●16. (4) ③について

当該他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること

→

「明らかに異なる」とはどのようなレベルか明示する必要があるのではないか。

例えば、投資先の業が製造業の場合に、投資企業が属する企業集団内に同様に製造業を営む企業があれば、それは必ずこの要件に該当しないこととなるのか。

それとも、投資先が開発・製造しているものが自動車として、企業集団内の企業が開発・製造しているものが化学調味料と、製造対象物が異なっていれば、事業の種類が異なるもの、と考える余地があるのか。

単に「当該他の会社等の事業は、自己の事業と競合しないものであること」とした方が実態に応じた判断ができるのではないか。

●16. (4) ④について

当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと

→通常企業集団は、投資企業以外の企業集団内の会社と、投資先会社とのシナジー効果が認められれば、投資と並行して事業提携も検討すると考えられる。

あくまで将来の売却を予定しているのであるから、このことをもって直ちに連結対象とする、ということでは、かえって企業集団の連結上の数値を歪めるのではないか。

「当該他の会社等とのシナジー効果・連携関係が財務諸表等に重要な影響を及ぼしていないこと又

は及ぼす見込がないこと」とした方が実態に応じた判断ができるのではないか。
